

令和6年度防府市成年後見センター運営協議会 会議録（要旨）

■開催日時・場所

令和7年2月6日(木) 午後3時00分から午後4時30分まで
防府市役所本館8階文化センター

■次第

- 1 あいさつ（防府市福祉部長）
- 2 会長選任
- 3 議事
 - （1）防府市の成年後見制度の現状について
 - （2）防府市成年後見センターの活動報告
 - （3）意見交換
 - （4）その他

■出席者名簿（敬称略）

所属団体名	役職	氏名
いたむら法律事務所	代表	板村 憲作
合同会社 結い後見事務所	代表社員	讃井 康一
ケアプランセンターたかぎ	管理者	蓮住 さつき
ゆめサポート相談所	管理者	竹原 啓
防府北地域包括支援センター	センター長	上野 綾乃
防府市社会福祉協議会	事務局長	秋里 幸
（オブザーバー）山口家庭裁判所	主任書記官	廣瀬 美紀

※欠席者

（委員）

やまぐち中央事務所 代表社員 松井 成夫
原医院 院長 原 伸一
防府市民生委員・児童委員協議会 高橋 実

■会議録

防府市成年後見センター運営協議会要綱第4条第6項の規定により本協議会が成立していることを報告する。同要綱第5条の規定により本会議を公開し、要約した会議録を公表する。

福祉部長あいさつ

防府市成年後見センターは、令和3年4月に防府市社会福祉協議会に防府市成年後見センターを開設し、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の普及、啓発及び様々な

相談に応じてきた。

成年後見センターは、令和3年3月に策定された第5次防府市総合計画の重点項目にも挙げられ、地域福祉を推進するために欠かせないものとなっている。

本日の運営協議会では、成年後見制度利用促進のための市の取組及び成年後見センターの実績報告と、現状及び課題等について情報共有を図ることとしている。市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、忌憚のない御意見をいただきたい。

議事（防府市成年後見センター運営協議会要綱第4条第5項により会長が進行）

議事1 防府市の成年後見制度の現状について

【事務局説明】

資料1をもとに、防府市の高齢者や障害者を取り巻く現状、成年後見制度の利用者数や申立て件数の推移、成年後見センターの体制・機能、関係機関との連携等について説明。

——— 質疑・応答 ———

（B委員）

成年後見制度の市長申立てにおいて、成年後見センターと市の高齢福祉課及び障害福祉課は、どのような連携をとられているのか教えていただきたい。

【事務局】

相談先としては、どちらでも対応できるような体制をとっている。なお、成年後見センターを経由して相談いただく方が、より深く検討できる。今年度からは、成年後見制度の市長申立てが適当であるか専門職の方の意見を踏まえ適切な判断をするため、全ての市長申立てについて成年後見センターの支援方針会議で検討案件にあげて協議している。

（会長）

先ほどの説明に関して追加で確認したい。市長申立てに該当するのか不明なケースについても成年後見センターに相談して良いか。

【事務局】

成年後見センターに相談して良い。

議事2 防府市成年後見センターの活動報告

【事務局説明】

資料2をもとに、成年後見センターの広報・啓発、支援方針会議の開催、相談受付の状況、相談事例等について説明。

議事 3 意見交換

議事 4 その他

(A委員)

今後、成年後見制度の市長申立てが増加する見込みとの報告であったが、市長申立てを行う際に利用されている防府市成年後見制度利用支援事業の予算は確保できているか。

【事務局】

予算は十分確保できている。

(A委員)

市長申立てを進める際に、実務面での困り事や疑義等について山口家庭裁判所へ確認しておくことはないか。

審査期間は、どの程度かかっているのか。

【事務局】

以前は、成年後見センターの支援方針会議を活用しないこともあり、市長申立てによる成年後見制度の利用を進めることが適切であるのか迷うことがあった。

また、市長申立てに必要な親族調査等に時間を要するため、成年後見制度の利用が必要な方の施設入所や転院等の契約手続きに対応できない場合があり、現在一番の困り事である。今年度においても、市長申立ての手続き中に亡くなられた事例が4件程度あった。市においても課題と考えており、申立てに必要な各種調査をスピーディーに行う必要がある。

審査期間は、早い場合で2～3か月程度、書類の不備等のため遅くなる場合で6ヶ月程度かかっている。審査期間が延びる要素や審査期間を短くする方法があれば助言いただきたい。

(A委員)

成年後見センターが新庁舎に移転したことで、相談窓口に変化はあるか。相談窓口が分かり難い等の苦情はないか。

また、電話による相談が増加しているとのことだが、相談しやすい環境を整えるためフリーダイヤル等の導入を検討していただきたい。

【事務局】

1月から新庁舎に移転しているが、まだ、相談件数等に変化は感じない。なお、市長申立てや相談について市役所との連携が取りやすくなった。

また、相談窓口が分かり難い等の苦情は受けていない。成年後見センターの紹介チラシについては、新しい住所のものを現在作成中であり、後日、関係機関に配布する。

(B委員)

成年後見センターは、何人の支援員で運営しているのか。また、今後、市長申立て件数の

増加や困難相談事例の増加が予想されるため、支援員の増加を検討していただきたい。また、ケアマネジャーの立場としては、相談しやすい雰囲気や環境を整えていただきたい。

【事務局】

現在 2 人で運営している。

(C 委員)

資料 2 活動状況報告の資料で、支援方針会議が年間 5 回開催されており、来週 6 回目が開催されるとのことだが、(4) 相談内容の支援方針会議では 9 6 件となっており、件数の差異の理由を確認したい。

【事務局】

2 支援方針会議の中に検討案件の件数を挙げているが、会議開催にあたり本人への状況確認や各支援機関との情報共有等の相談・連絡が含まれている。

(C 委員)

資料 1 防府市の成年後見制度の利用者数の推移が示されているが、利用者数のうち精神障害者手帳 1 級所持者等の割合を確認したい。

現在、精神障害者等を支援されている親族も加齢による認知症等により支援が困難となることから、精神障害者等の利用状況を把握し、早めに成年後見制度の情報提供から利用に繋がって行くことが望ましい。

【事務局】

利用者の内訳はわからない。

成年後見制度の情報提供については、精神障害者手帳等の取得・交付の際に案内できる体制を整えていきたい。

(D 委員)

資料 2 活動状況報告の資料で、令和 6 年度において相談内容の生活・サービス支援の相談件数が大きく増加しており、具体的にどのような内容であったか確認したい。

福祉サービスの利用は、実際に困り事が起こった場合に初めて行動されるため、福祉サービスの情報を知らない方が多い。そこに備えていく仕組みが必要になると考える。

地域包括における困難ケースは、生活保護基準間際の方や収入に見合わない支出で生活してきた方で生活レベルを抑制させるのに苦慮している。また、高齢者においては、頼れる身内がいらない方が増えており、将来に備えてエンディングノートや遺言を作成することで福祉サービスの情報を取得する機会になり、知識の蓄積が期待できる。

【事務局】

福祉サービスを利用されていない方からの相談となり、主な相談は、高齢者の方が、「認知症になった場合にどうしたらよいか。どのようなサービスがあるのか。」等の相談がある。

また、今年度においては、現在判断能力のある方で、将来認知能力が低下した場合について相談され、介護保険制度やケアマネジャーの役割を紹介した。それらが生活・サービス支援になる。

(会長)

各委員から共通した意見が出ている。

皆さん困り事が起こってから行動されており、そのときの相談対応が適切にできるのか。相談体制が整っているか。困る前にどのように備えていくか。

昨年の会議では、頼れる身内がいない方の研修やアンケートを実施している。その中で、「権利擁護に関する支援体制や制度を知らない。」「各専門機関の役割や立場について共通理解が図られていない。要は、ケアマネが身元保証人になっている。」「困ったときに相談できる窓口がない。」等の様々な課題が挙げられた。その上で、防府市における地域連携ネットワークが大事であり、専門職団体のみではなく医療機関や金融機関、様々な地域の社会資源も入った協力体制を構築していく展望が示され総括された。是非、地域連携ネットネットワークを構築して生かしていければと思う。

(C委員)

高齢者の成年後見制度について確認したい。成年後見制度は意思決定支援と理解する。

障害者の中には、借金を繰り返すが意思決定が可能な方がいる。高齢者においては、認知機能の低下により借金を繰り返すケースも考えられるが、お金が無いことを理由に成年後見制度の対象者とするのではなく、どのような方が成年後見制度の対象者であるか支援者の中で共通理解しておいた方が良い。

(会長)

C委員の意見は重要なこと。

成年後見センターは、成年後見に限らず権利擁護を必要とする方を対象にしている。どのように対象者の権利を守り、権利行使をサポートしていくかという視点から、成年後見センターに相談していただき、支援方針会議等で成年後見の必要性やその他の支援方法がないか検討していきたい。

(E委員)

成年後見センターは職員何名で運営しているかとの質問について、12月までは専任ではないが成年後見や権利擁護等を兼務して、職員3人で対応していた。1月から1人が育休のため現在2人体制で対応している。

資料2 相談受付の件数が、昨年度242件から、今年度は12月時点で既に2倍になっている。昼休みも頻繁に窓口や電話対応しており運営体制を強化していく必要性を感じてい

る。なお、相談件数が2倍に増加している要因について確認したい。

【事務局】

新規の相談件数については、多少増加しているものの大きく変わらない。延べ相談件数が増加しているが、前年度1名の運営体制を他の業務との兼務であるが3名に増員したことで、以前より充実した対応ができており、各支援機関との情報共有が密になったことや相談後のアフターフォロー等が拡充したことで件数が増加した。

(会長)

本日、参加されているオブザーバーの山口家庭裁判所に助言いただきたい。

先ほど、市長申立ての際に成年後見制度の手続きに時間を要しているとの意見がありました。円滑に手続きを進めるための助言をお願いしたい。

(オブザーバー 山口家庭裁判所)

先ほど、「どのようにしたら成年後見人が早く選任されるのか。」「手続きを円滑に進めるためには、どのようにしたら良いのか。」との意見がでていたが、裁判所としては、申立て時点で必要な書類が全て揃っていると円滑に手続きを進めることができる。書類が不足している場合は、必要な書類が揃うまで手続きを進めることができない。また、財産や収支が一切不明な状態で成年後見人の推薦を三士会に依頼したとしても引き受け手がなく再調査が必要となる。

(C委員)

具体的に、申立ての書類で、揃え難い書類があるのか。

【事務局】

市長申立ての対象案件は、福祉サービスの利用がなく、知人・親族も不明で緊急搬送され、預貯金も不明であるケースが多く、戸籍調査を経て親族の意向確認することとなり時間を要する。なお、年金受給額の情報は把握できる。

(A委員)

後見人が選任されれば口座情報を照会できる。調査が難しい場合は、後見人を選任して調査してもらうしかない。それ以外は、市長申立ての際に口座情報を調査できる仕組みを整えないと進まない。

(会長)

実感として意識がない状態で緊急入院された方に対する成年後見制度の市長申立てが増えている感覚がある。先ほどの意見のように、そのような状態になる前に、様々な制度の網の目から落ちそうな方々をどのように支え救っていくのか、専門職と地域の方が連携して対象

となる方を発見し、前もって関わっていくことが大事になると感じた。

(A委員)

極端に情報がない方が救急搬送されるケース以外で、困難事例はあるか。

【事務局】

一つは、金銭搾取による高齢者虐待の場合で、年金の振込通帳を隠し持っているケースや債務の全体額が分からないケース等のお金に関して不明な場合がある。

一つは、二親等以内に多数の親族がおり、関わりを拒否するも本人に会いに行くなど微妙に関わりを持ち、必要な書類が提出されないケースがあり、手続きが進まない場合や市長申立てによる手続きが相応しいのか疑義が生じる場合がある。

(A委員)

困難事例が類型化できるのであれば、マニュアル等を作成し対応した方が良い。

【事務局】

少しずつ体制の方を整備していきたい。

また、支援方針会議にて専門職の皆様の意見をいただき、受任者の決定や方針を決めることが、公平性もあり事務局の学びにもなる。

閉会
